

議案第141号

養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

養父市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月17日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市印鑑条例の一部を改正する条例

養父市印鑑条例（平成16年養父市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第141号 養父市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>